免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８０５８号
千葉県佐倉市大崎台３丁目16―19
破産者　宮嶋加代子
免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
平成26年３月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０５９号
神奈川県川崎市高津区北見方１丁目17―２
破産者　茂野　秀子
免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
平成26年３月７日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２５年（フ）第４３１６号
東京都大田区南雪谷１丁目２―１―604
破産者　生田　澄子
審尋期日　平成26年５月12日午後２時
平成26年３月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８０９号
埼玉県蕨市錦町２丁目18―10、住民票上の住所東京都練馬区早宮４丁目28―７
破産者　神山　昭彦
審尋期日　平成26年７月14日午後１時30分
平成26年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４７３号
東京都墨田区立川３丁目６―16―401
破産者　小柳伸一郎
審尋期日　平成26年５月19日午前10時
平成26年３月４日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１００１号
東京都板橋区板橋３丁目26番３号
清算株式会社　株式会社イチノセキ農牧
代表清算人　堀口　眞一
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（ヒ）第２号
静岡県富士市前田289番地５
清算株式会社　株式会社メタリング
代表清算人　山本　佳雄
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所富士支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１号
釧路市大楽毛11番地44
清算株式会社　株式会社山ツ九十三商店
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
釧路地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第３０１９号
大阪府豊中市蛍池西町２丁目７番26号
清算株式会社　株式会社日本食品
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２６年（再）第１１号
東京都品川区南大井６丁目20番８号マルイト大森第２ビル６階
再生債務者　株式会社禅
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区大手町２丁目２番１号　新大手町ビル２階242区　安部・向畑・鈴木法律事務所　弁護士　安部　祐志
平成26年３月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第５号
大阪府豊中市庄内幸町５丁目10番21号
再生債務者　湯ノ口和彦
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４―３―４　御影ビル２階　アイリス法律事務所　弁護士　伊藤　妙子
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し
平成26年３月５日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２５年（再）第８号
愛知県半田市宮本町３丁目201番地の７
再生債務者　氏家　邦政
１　決議に付する計画案　平成26年２月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成26年４月10日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成26年４月３日
平成26年３月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第６３号
神戸市中央区三宮町１丁目９番１号
再生債務者　株式会社ビジョン・ホールディングス
１　決議に付する再生計画案　平成26年２月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年４月23日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年４月15日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年４月９日
平成26年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第６４号
神戸市中央区三宮町１丁目９番１号
再生債務者　株式会社ビジョンメガネ
１　決議に付する再生計画案　平成26年２月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年４月23日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年４月15日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年４月９日
平成26年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第６９号
神戸市中央区三宮町１丁目９番１―047号センタープラザ地下１階
再生債務者　株式会社ケイズオプティック
１　決議に付する再生計画案　平成26年２月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年４月23日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年４月15日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年４月９日
平成26年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２５年（再）第５２号
東京都新宿区西新宿７丁目21番３号
再生債務者　株式会社シティアイ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年３月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第５４号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目２番１号
再生債務者　株式会社メインフォードインベストメント
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年３月５日
東京地方裁判所民事第20部